

平成 28 年度 稚内市経営方針

本方針は、平成 28 年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性や見直し事項を、早い段階で明らかにするもので、平成 28 年度の予算編成や各部の予算要求、また改革・改善などは、本方針を踏まえて行います。

ただし、今後の国の動向等によっては、以下に示した内容を一部変更せざるを得ない状況も想定されますので、留意願います。

平成 27 年 10 月

稚 内 市

1 経済・社会情勢

日本経済は、内閣府が平成 27 年 9 月に発表した「月例経済報告」において、「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」としている一方で、「中国を始めとした海外景気の下振れにより、我が国の景気が下押しされるリスクに留意する必要がある。」としています。

政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」、「『日本再興戦略』改定 2015」、「規制改革実施計画」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（いずれも平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を着実に実行するとしています。

国の平成 28 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度であることから、「本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い出し、予算の中身を大胆に重点化する。」としています。

地方財政については、「経済・財政再生計画」を踏まえ、「国の取組みと歩調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、一般財源の総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としています。

また、地方交付税については、「本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行抑制に努める」としています。

10 月 7 日に発足した「第 3 次安倍改造内閣」では、50 年後も人口 1 億人を維持して誰もが活躍できる「1 億総活躍社会の実現」を掲げ、その実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新 3 本の矢」による取り組みを進めていくとしています。

10 月 5 日には、「環太平洋経済連携協定 (TPP)」が大筋合意に達し、今後各国で発行に向けた手続きが進められていくものとみられ、平成 29 年 4 月には、消費税増税も予定されています。これらについては、今後の地域経済に大きな影響を与えるものであることから、今後も国の動向を注視していく必要があります。

2 本市の財政状況

平成 26 年度決算においては、地方自治体に公表が義務付けられている財政状況を反映する 4 つの指標において、健全性を保っており、前年度決算と比較しても、より良い方向へと向かっています。

しかし、経常収支比率については、近年の燃料費や電気料の高騰、労務単価の上昇、さらには扶助費など義務的経費の増加などにより、財政の弾力性は硬直化した状況にあります。

個別の状況を見ると、自主財源の根幹である市税収入では、個人市民税における漁業所得の増、法人市民税における電気事業等の法人税割額の増額などにより、市税収入全体としては、前年度と比べて 2 億 6 千万円の増となっています。

歳出では、扶助費において、生活保護費や医療扶助費の増加、高齢化率の上昇などにより、将来においても増加が予想されます。人件費は、退職者の一部不補充や定員適正化計画の実施により、全体的に減少している状況にあります。

歳出全体としては、前年度と比べて約 4 億円の減となっています。義務的経費・その他経費は微増となっていますが、投資的経費において、国の経済対策で平成 25 年度に行われた建設事業が多額であったことが、減少の要因となっています。

基金残高については、ここ数年、地方交付税の増加や国の経済対策による臨時交付金などにより、増加傾向にありましたが、平成 26 年度においては、基金の取り崩しを行い、残高が減少しています。

地方債残高については、全会計合わせて、平成 26 年度末で約 397 億円となっており、前年度と比較して 8 億 4 千万円減少しています。起債は、世代間の負担を公平に調整するために必要なものですが、将来世代への過度な負担を抑制していくことは必要であり、元金償還金以内の市債発行を遵守し、残高を着実に減少させていくことで、公債費負担を抑制していくことが求められています。

今後の本市財政の見通しについては、少子高齢化がさらに加速する中、社会保障関連経費などの財政需要がさらに増加することは避けられず、公共施設の老朽化に対応するための計画的な維持・保全に係る経費なども増加が見込まれることなどから、平成 28 年度の予算編成は、これまで同様に厳しい状況になることが想定されます。

※ 詳細は、本市ホームページに掲載している『稚内市財政の状況』（平成 26 年度決算概要及び健全化判断比率の概要）を参照のこと。

3 政策推進の基本姿勢

平成 27 年第 4 回定例会（平成 27 年 6 月）における所信表明において、今後 4 年間の市政運営の柱として、下記の 4 つの基本方針を示したところです。

平成 28 年度は、この基本方針の達成に向けて、国や北海道、周辺市町村、さらには関係団体等と連携を深めながら、それぞれの取り組みを着実に推進し、第 4 次稚内市総合計画で掲げる将来都市像『人が行き交う環境都市わっかない』の実現を目指して下さい。

また、各種取組の推進に当たっては、「4 特に留意すべき事項について」に記載している事項を十分に踏まえて、取り進めて下さい。

《今後 4 年間の基本方針》

I 「まちの可能性を実感し、未来を拓く市政」の推進

- 産業の自立化と振興
- 国際化を目指した港湾の強化
- 未来志向のサハリンとの経済交流の拡大
- 新エネルギーの推進と水素資源等の活用

II 「みんなが共感し合う市政」の推進

- 笑顔が広がる子育て支援のさらなる充実
- 女性や若者の活力を活かしたまちづくりの推進
- 元気なお年寄りの社会参加への応援
- 誇りを持てる教育とスポーツの充実

III 「安心を実感できる市政」の推進

- 医療と福祉環境の充実
- 防災対策の強化
- 交通ネットワークと冬の住環境の充実

IV 「賑わいを実感できる市政」の推進

- 外国人観光客の誘致・拡大
- 中心市街地の魅力の拡大
- 各種大会・会議の誘致・拡充
- 移住・定住の拡大

4 特に留意すべき事項について

以下の事項について、見直しや検討を進め、必要なものは平成 28 年度の予算等に反映できるよう進めてください。

(1) 稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

本市では、人口減少とそれに伴う地域経済縮小の克服に向けて、危機感と問題意識を共有しながら、地域が一丸となって取り組みを進めていくため、平成 27 年 10 月に「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

人口減少問題に対しては、これまでも最重要課題として様々な取り組みを進めてきたところですが、待ったなしのこの問題に対して、これまで以上に精力的に取り組んでいくため、総合戦略の基本目標や重要業績評価指標 (KPI) の達成に向けて、それぞれの取り組みを着実に取り進めるよう努めて下さい。

なお、「まち・ひと・しごと創生」に関する各種施策・事業の推進に当たっては、国の平成 28 年度概算要求において、「地方創生の深化のための新型交付金」を始めとした関連事業が各府省庁から要求されていますので、それらの情報収集に努めるとともに、活用に向けた検討を進めて下さい。

■「総合戦略」4つの基本目標 (「○」は基本目標における数値目標)

- I 地域特性を活かした産業振興を図るとともに、安定した雇用を創出する
 - 2019 年度の有効求人倍率「1.00」
 - 2019 年度までの 5 年間に新たに創業した事業者数「5 件」
- II 本市の魅力と特色を広く発信し、新しいひとの流れをつくる
 - 2019 年度の宿泊客延べ数「452,700 人泊」
 - 2019 年度までの 5 年間に体験移住者の本市への移住者数「30 人」
 - 2019 年度の稚内北星学園大学を卒業して就職した人の本市での就職割合「70.0%」
- III 若い世代の希望をかなえ、安心して結婚・出産・子育てできる環境を整える
 - 2019 年の合計特殊出生率「1.60」
 - 2019 年度の本市で子どもを産み育てたいと思う市民の割合「65.0%」
- IV だれもが安全で安心して住み続けられる生活環境を確保する
 - 2019 年までの 5 年間の社会増減数「▲1,500 人以下」

(2) 稚内市中期財政計画の推進について

平成 24 年度に、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の財政運営の方針を示した「稚内市中期財政計画」を策定しました。

本計画で定めている「財政運営の 4 つの基本方針」の推進に努めるとともに、「収支の均衡」、「基金に依存しない財政運営」といった目標達成に向けて、全職員が一丸となって取り組んでください。

(3) 第4次総合計画・後期基本計画の推進について

「第4次稚内市総合計画」の前期基本計画が平成25年度で終了し、平成26年度から後期基本計画がスタートしています。将来都市像の『人が行き交う環境都市わっかない』の実現を目指し、各施策や事業の目標達成に向け、着実に取り組むとともに、適切な進捗管理を行ってください。

(4) 行政評価の結果における検討事項等について

行政評価の結果において、検討の方向性が示された事項について必要な整理を行い、組織運営や予算編成に反映してください。

時代の変化や新たな行政ニーズに応えるために必要な新たな事業構築には、既存の事業の見直しが伴われるものであり、「ビルドのためのスクラップ」という考え方にに基づき、事業の見直しを進めてください。

(5) 公共施設等のあり方について

本市が保有する公共施設及びインフラ資産は、その多くが高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後一斉に大規模改修や建て替えの時期を迎えることとなります。

現在、本市では「稚内市公共施設等総合管理計画」の策定を進めており、本計画は、総合的・計画的な公共施設等の管理を推進していくことを目指し、その中長期的な取組の方針を示すものであり、完成次第、各所管にお示ししますので、本計画に基づいて、公共施設等の今後の対応等について検討を進めてください。

各所管においては、本方針に基づいて、平成28年度の具体的事業展開を検討してください。

5 平成 28 年度予算編成について

平成 24 年度に策定した「中期財政計画(平成 25 年度～平成 29 年度)」において、下記のとおり、財政運営の目標と基本方針を定めております。

1. 財政運営の 2 つの目標

- ① 収支の均衡
- ② 基金に依存しない財政運営

2. 4 つの基本方針

- ① 経営型行政運営への移行
- ② 歳入の確保
- ③ 事務事業の最適化
- ④ 公共施設の運営のあり方の検証

また、中期財政計画で目指しているものは、短期間で見直しを余儀なくされる従来型の財政健全化の取り組みではなく、**中期的な視点で将来を見据えた改革**を推進することとしています。

本市の平成 27 年度の予算状況や今後の地方財政の状況を踏まえると、歳入面では、市税や地方交付税などの一般財源総額の縮減、更には退職手当債による財源措置が平成 27 年度を以て終了することによる、必要一般財源の増加が想定されます。

ここ数年の最終予算の状況を見ても、本市の歳入予算として市税や地方交付税、繰越金などの一般財源は 149 億円がベースとなっておりますが、歳出予算では約 153 億円を超える一般財源を必要とする事務・事業が予算化されており、その差額 4 億円の財源を基金繰入金で調整しており、当初予算においては、留保財源確保の観点から地方交付税や繰越金などの予算化を一部見送ることから、更にその差は広がります。

また、今後においても扶助費など社会保障関係経費、老朽化した公共施設の維持補修費、施設の維持に必要な燃料費や光熱水費、平成 29 年 4 月からの消費税率の改正など経常的な歳出の増加も見込まれることから、その差は拡大するものと考えます。

こうした財政状況や今後の財政見通しの中、安定的な財政運営を保ちつつ、メリハリのある積極的な施策を実施するためには、事務費などの経常経費を抑制し、将来を見据えた事務・事業の見直しに取り組まなければなりません。

そうした、事業や予算のあり方を見直すためにも、まず、その第一歩として、「**職員一人ひとりのコスト意識改革の徹底**」、「**予算要求に対する考え方の見直し**」、「**各部長を中心とした経営マネジメント力の発揮**」を目標とし、平成 28 年度の予算編成にあたります。

予算要求にあっては、各部内の調整はもちろん、各部間調整など、市全体としての考え方を徹底し、相互調整を図るよう努めて下さい。

I. 予算要求の基本的な考え方

(1) 必要一般財源の総額を抑制するため、課毎に事業の優先順位を付し、「ビルドのためのスクラップ」を徹底します。

厳しい財政状況のもと、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供し、住みよいまちを実現するためには、常に既存事業の効果を検証し、より良いものとする努力が欠かせません。

さらに、「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、新たな事業を行う場合には、実施のための財源を既存事業の見直しにより生み出していくことが必要不可欠です。

なお、平成 27 年度において、各部枠配当による概算要求を実施したところであり、予算編成過程において、配当枠を超えた事業については、充分精査し、事業の実施時期、事業規模、内容の見直しに努めるよう指示しています。

平成 28 年度要求にあっては、それらの検討結果を踏まえ、課毎に事業の優先順位を付して要求願います。

詳細については、別途通知する「提出要領」で指示します。

各部長におかれましては、「ビルドのためのスクラップ」は、各課内に限定したものではありませんので、「課毎の優先順位」について、部内の調整はもちろん、市全体としての優先度を踏まえ、優先順位の調整に努めて下さい。

(2) 経常的経費抑制のため、以下の節の要求にあっては、平成 27 年度当初予算額を上限とします。

平成 25 年度以降、経常的経費抑制のため、それぞれ削減を依頼し、平成 27 年度にあっては、平成 24 年度と比較し、約 6,200 万円（約 10%）を削減したところです。

経常としている以下の節については、引き続き、経費の見直しに努め、**平成 27 年度当初予算を要求上限**として設定します。

なお、平成 24 年度と比較して経常経費が増加している所属については、平成 27 年度当初予算からの削減を要請します。

●要求上限を定める節

- 8 節（報償費）
- 9 節（旅費／ただし通勤相当の費用弁償を除く）
- 10 節（交際費）
- 11 節（需用費／ただし光熱水費・燃料費を除く）
- 12 節（役務費）
- 15 節（工事請負費の内、例年枠で定めている工事請負費）
- 16 節（原材料費）

(3) 近年の決算不用額の状況や最終専決処分において予算減額が多額になっている下記の経費については、決算額の推移を加味し要求上限額とします。

ここ数年の状況では、国民健康保険事業会計への繰出金・各種扶助費については、当該年度の医療費などの影響により増減が大きいこともありますが、最終専決処分・決算不用額が年々増加傾向にあることから、前年度当初予算に捉われず、**決算ベースに過去の伸び率を用いた要求額を上限**として設定し、止むを得なく不足する場合は、補正予算対応とします。

ただし、制度変更や対象者等の増加等が確実に見込まれる場合は、理由を付し、上限を超え要求することも認めます。

●要求上限を定める経費

- 国民健康保険事業会計繰出金
- 重度心身障害者医療扶助費
- 障害者自立支援関係扶助費
- ひとり親家庭等医療扶助費
- 乳幼児医療扶助費
- 生活保護関係扶助費
- 要保護・準要保護児童・生徒就学援助費
- 児童手当
- 児童扶養手当

※その他扶助費についても、決算をベースに要求するよう努めてください。

(4) 「政策的経費、必要経費の当初予算要求」を徹底します。

当初予算とは1年間の本市の進む方向を示すものです。**特に政策的な経費は、予算の記者発表、執行方針の中心となることから、必ず当初予算に要求**してください。

年度途中の補正は、制度改正など正当な理由により過不足が生じた場合や、災害関係費等、緊急止むを得ないもの以外は行わないこととします。

平成28年度については、当初予算に要求のない経費や予算不足による差額、施設などの維持補修的な経費を補正要求することは、一切認めませんので、「**予算要求に対する考え方の抜本的な見直し**」を行ってください。

(5) 将来負担軽減（公債費の縮減）に向け努力します。

地方債の残高を抑制するため、「臨時財政対策債」などの特例的な地方債を除き、新規の地方債発行額を当該年度の地方債の元金償還額を上回らないことを原則とします。（平成28年度元金償還額見込み：33億3千万円）

なお、**建設事業の要求にあつては、要求書提出前に、財政経営課と地方債発行額を協議**願います。（発行額の協議の無い事業については、平成28年度の予算化を見送ります。）

(6) 国、道の予算、施策動向の把握と対応に努めます。

国や道の施策、予算の動向の把握に努め、制度改正や補助金削減等により新たな負担が生じる場合には、市長会や関係団体と連携しながら適切に対処してください。

なお、平成 28 年度の動向が未確定のものについては、要求時点の情報により積算願います。

(7) 特別会計、企業会計の経営健全化に努めます。

財政健全化法の施行により、一般会計にとどまらず、特別会計、企業会計まで対象を広げた連結ベースでの財政指標が財政健全化の判断指標となっていることから、特別会計、企業会計の予算編成にあたっては、**税負担により賄うべき経費と受益者が負担すべき経費の区分を精査し、独立採算制の確保**に努めてください。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出金の縮減を図ってください。

II. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・道の予算編成、施策動向を把握し、適切に対処してください。

なお、平成 28 年度の動向が未確定のものについては、要求時点の情報により積算願います。

(8) 市税

市税については、引き続き徴収に努力し、徴収率の更なる向上を図ることにより税収の確保に努めてください。特に、滞納繰越分については、原因を分析した上で、安易に時効成立を迎えることなく、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めてください。

(9) 国・道支出金

国道支出金については、国や道の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、本市の施策推進上、必要があると認められるものについては、積極的な確保に努めてください。

(10) 使用料・手数料その他の税外収入

使用料・手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他都市における負担の実態等を把握し、コストと負担の関係を明確にし、必要に応じて見直しを行ってください。

使用料・手数料の見直しにより、一般財源を他事業へ活用することが可能となります。

また、未収金については、その原因を分析し、積極的な徴収対策を講じて、その解消に努めてください。

なお、平成 29 年 4 月からの消費税増税に向け、必要な準備を進めるようお願います。

(11) 市債

市債発行は、後年度の公債費として、本市の一般財源の約 20%、約 30 億円を占める削減することのできない経常経費となります。

また、本市の実質公債費比率は他都市と比較し、高水準にあることから、今後の財政運営への影響を最小限とするため、事業の見直しやコスト縮減により発行の抑制に努め、特例的な地方債を除き、発行額が当該年度の地方債元金償還額を上回らないことを原則とします。

なお、**地方債を財源とする事業については、I の（5）に記載のとおり、事前に財政経営課と十分協議**してください。

Ⅲ. 歳出に関する事項

前年度の予算を安易に計上することなく、事業の目的、効果を十分検証するとともに、官と民の役割分担を踏まえ、厳しく見直しを行うことにより経費の節減に努めてください。

(12) 義務的経費

① 人件費

中期財政計画の基本方針としている効率的な組織体制の確立を目標に、今後も総体的な人件費の節減に努めるとともに、諸手当の見直しについて引き続き検討してください。

② 扶助費

対象者数の増加など、今後、扶助費にかかる財政負担の増加は避けられないことから、特に市が単独で行う給付については、給付の実態や効果、認定基準のあり方を十分調査・検討の上、制度の見直しにより財源を生み出し、新たなニーズに対応できるよう努めてください。

(13) 投資的経費

公共施設にかかる投資的経費（建設事業費）については、緊急性・費用対効果・ランニングコストを十分検討するとともに、事業費の積算については、根拠を明確にしてください。

特に、緊急性については、各部各課毎ではなく、市全体としての優先度を十分調整願います。

なお、施設の維持修繕・老朽化対策に係る経費については、中期財政試算に計上されているところですが、今後の修繕計画を明らかにするとともに、中長期の財政負担を考慮し検討してください。

(14) その他の経費

① 物件費

事務経費とされる賃金、旅費、需用費、役務費については、更なる経費削減に向け、各課の事業の内容を十分協議するなど、十分な調整をお願いします。

また、委託料については増加傾向にあるため、**事務・事業に係る委託料は、高度の専門的知識や委託によるコスト削減などの十分な検討**を行うなど、安易な業務委託を避け、その必要性を十分検討してください。

特に賃金については、平成 27 年度予算編成過程でもお伝えしたとおり、事務・事業を根本から見直すとともに、過去の職員定数削減を理由とした賃金職員の継続雇用は原則認めません。

② 補助費等

各種団体に対する運営補助金、実行委員会に対する事業補助金については、民間との役割分担を明確にし、費用対効果、補助率などについて、十分な精査と検証を行ってください。(ただし、債務負担行為を設定しているものは除く。)

また、補助団体の決算において多額の繰越金が発生している場合などは、事業内容、補助の必要性を十分検討してください。

③ 債務負担行為

債務負担行為は、将来にわたる財政負担であり、財政健全化法の施行に伴い、「実質公債費比率」や「将来負担比率」にも影響を及ぼすこともあることから、将来見通しを十分精査の上、要求してください。

なお、将来に渡り予算措置を必要とするような案件については、事前に財政経営課と十分協議願います。

④ その他

北海道市長会主催の各種主管会議・担当者会議の開催にあたっては、下記のとおり取り決めされておりますので、留意願います。

- イ 開催会場は、極力、公的施設を利用し、有料看板等は設置しない。
- ロ 公的な情報交換会（懇親会）は、原則廃止する。
- ハ 開催地における施設の視察等は、原則廃止する。

IV. 平成 28 年度当初予算の事情聴取

歳出については、次の 2 区分でヒアリングを行います。

- ① 「7 節 賃金」については、人材育成課人事・厚生グループの事情聴取を行います。
- ② 上記の「節」を除き、事業ごとに財政経営課長による事情聴取を行い、副市長説明・予算編成会議への案件を決定します。